「プレミアムサービス」利用規約

第 1 条（目的）

湯河原瓦斯株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「プレミアムサービス」（以下「本サービス」といいます。）は、当社がガスを供給するお客さまに、ご家庭のガス機器等をより安全に、安心して、便利にご使用いただくことを目的とするものです。

第 2 条（用語の定義）

1 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) **サービス加入者** 当社との間で本サービスの利用契約を締結した方をいいます。

(2) **対象ガス機器** サービス加入者が所有し、かつ自らの住居において使用する、ガス衣類乾燥機、ガスファンヒーター、ガス炊飯器、ガス給湯器、ガスコンロおよびレンジフードの 6 種をいいます。

(3) **保険対象機器** 別紙「2 対象機器」に定める住宅設備および家電製品（対象ガス機器のほか、温水洗浄便座、ルームエアコン、冷蔵庫および洗濯機を含む 10 種）をいいます。

(4) **利用料金** 第 7 条第 1 項に定める月額の利用料金をいいます。

2 **対象ガス機器と保険対象機器は範囲が異なります。特典ごとの適用範囲は第 6 条に定めるところによります。**

第 3 条（加入資格）

1 本サービスにご加入いただける方は、本規約の内容にご同意いただいたうえで、次の各号のすべてを満たす方とします。

(1) 当社との間でガス小売供給契約を締結し、当該契約に基づき都市ガスの供給を受けていること、または当社との間で LP ガス販売契約を締結し、当該契約に基づき LP ガスの供給を受けていること。

(2) 前号のガス供給契約の名義人であること。賃貸物件にお住まいの場合であっても、入居者ご本人が当該契約の名義人であるときは、ご加入いただけます。ただし、賃貸住宅に備え付けられた機器その他サービス加入者が所有していない機器の取扱いは、第 6 条第 5 項によります。

(3) 第 1 号のガスをご家庭用として使用していること。店舗、事業所その他業務のためのご使用は対象となりません。

(4) 当社との契約に基づくガス料金、電気料金その他の料金について、支払期限を経過した未払金がないこと。

2　当社は、前項の要件を満たす場合であっても、本サービスの適正な運営に支障があると認めるときは、お申込みをお断りすることがあります。

第 4 条（申込みおよび契約の成立）

1　本サービスのご利用をご希望の方は、当社所定の方法によりお申込みください。

2　本サービスの利用契約は、当社がお申込みを承諾した日に成立するものとし、当該日を契約締結日とします。

第 5 条（本サービスの特典）

当社は、サービス加入者に対し、次の各項に定める特典を提供します。

1　**（出張料の減免）**対象ガス機器について、当社が行う使用説明、機器設定の変更、状況確認、故障診断、部品清掃、部品調整または部品交換の作業に際して請求する出張料を、1 回あたり 1,200 円（税抜）減免します。当該機器を当社から購入されたか他社から購入されたかを問わず、また、設置または購入からの経過年数を問いません。

2　**（技術料の減免）**状況確認および故障診断の後、当社が行う対象ガス機器を分解しての部品清掃、部品調整または部品交換等の修理作業に際して請求する技術料を、1 回あたり 4,000 円（税抜）減免します。前項と同じく、購入先および経過年数を問いません。部品交換等のために部品・部材が必要となった場合の部品代は、別途申し受けます。

3　**（会員値引き）**サービス加入者が当社からガス機器を購入される場合、ガス機器本体代金について次表の会員値引きを適用します。

値引き前のご請求金額	会員値引き額（税抜）	契約から 2 年を経過した後（税抜）
5 万円未満	500 円	1,500 円
5 万円以上 10 万円未満	1,500 円	2,500 円
10 万円以上 20 万円未満	2,500 円	3,500 円
20 万円以上 30 万円未満	3,500 円	4,500 円
30 万円以上	5,000 円	6,000 円

①　契約締結日から起算して 2 年を経過した後にご購入いただく場合は、上表右欄の額（左欄の額に 1,000 円を加算した額）を適用します。

②　本項の会員値引きは、当社が実施するキャンペーンによる値引きと併せてご利用いただけます。

4 **（修理費用の補償保険）**別紙に定めるところにより、保険対象機器について修理費用を補償する「家電・住宅設備・什器備品修理費用保険」の被保険者となる特典を付与します。1 事故・1 機器につき 30 万円を上限として、何回でも、物損、自然故障および盗難を補償の対象とします。ただし、消耗品の交換および機器の清掃作業は対象となりません。本項の特典の適用開始日は、第 9 条第 2 項に定めるところによります。

5 **（年 1 回の機器点検）**当社は、サービス加入者のお申出に応じ、1 年に 1 回、対象ガス機器の点検を無償で行います。点検の項目、実施の時期および方法は当社が定めるものとし、ガス事業法その他の法令に基づく調査または点検と実施時期が重なる場合は、これらと併せて行うことがあります。なお、当社の業務の都合により、ご希望の時期に実施できないことがあります。

6 **（保安期限の事前通知および訪問日程の優先調整）**当社は、サービス加入者について、消費機器調査の期限、ガスメーターの有効期限、ガス漏れ警報器の交換期限その他の期限が到来するときは、あらかじめその旨を通知し、訪問日程の調整を優先して行います。

7 **（保険金請求手続きの支援）**当社は、第 4 項の保険金の請求に際し、当社が行った修理に係る領収書、修理明細その他当社が発行する書類の準備その他の手続の支援を行います。ただし、保険金の請求は保険契約上サービス加入者ご自身が行うものであり、当社が請求を代理し、または保険金を立て替えることはできません。

第 6 条（特典の適用範囲および適用除外）

1 **第 5 条第 1 項、第 2 項および第 5 項の特典は、対象ガス機器に限り適用します。**

2 **保険対象機器のうち温水洗浄便座、ルームエアコン、冷蔵庫および洗濯機は、第 5 条第 4 項の特典の対象となりますが、同条第 1 項、第 2 項および第 5 項の特典の対象とはなりません。**

3 出張料または技術料の額が第 5 条第 1 項または第 2 項の減免額を超える場合、その超過額はサービス加入者のご負担となります。

4 次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの特典は適用しません。

(1) 業務のために使用されている機器に係るものであるとき。

(2) 第 8 条第 3 項により本サービスの提供を停止している期間中であるとき。

(3) サービス加入者が第 3 条第 1 項の加入資格を満たさなくなったとき。

5 賃貸住宅の設備として備え付けられた機器、当社その他の事業者がレンタル、リースその他の方法により貸与している機器、その他サービス加入者が所有していない機器は、対象ガス機器および保険対象機器に該当しません。

第 7 条（利用料金）

1 本サービスをご利用いただくには、入会金 500 円（税抜）および月額の利用料金 750 円（税抜）のお支払いが必要です。

2 利用料金は、契約締結日の属する月の 1 日から発生するものとし、日割計算は行いません。解約または解除の場合も同様とし、第 10 条第 2 項または第 11 条第 2 項に定める解約日の属する月までの利用料金を申し受けます。

3 **当社は、キャンペーンその他当社が別に定めるところにより、入会金または利用料金の全部もしくは一部を当社の負担とすることがあります。**

第 8 条（支払方法）

1 入会金および利用料金は、ガス料金に加えてお支払いいただきます。入会金および初回の利用料金は契約締結日の属する月の翌月に、以後の利用料金は毎月お支払いいただきます。

2 **当社は、請求書その他の請求明細において、本サービスの入会金および利用料金を、ガス料金と区分して表示します。**

3 利用料金のお支払いが確認できない場合、当社は本サービスの提供を停止します。この場合、停止期間中は第 5 条の特典を適用しません。

4 お支払いいただいた金額がご請求額に満たない場合は、ガス料金、本サービスの入会金、利用料金の順に充当します。

第 9 条（契約期間および特典の適用開始）

1 **本サービスの利用契約は契約締結日から効力を生じ、第 10 条または第 11 条により終了する日まで有効とします。**第 5 条第 1 項から第 3 項まで、および第 5 項から第 7 項までの特典は、契約締結日から適用します。

2 第 5 条第 4 項の特典は、サービス加入者の意思を受けた当社と保険会社との契約手続に一定の期間を要するため、**契約締結日の属する月の翌々月 1 日**から適用します。同日前に生じた故障および損害は、補償の対象となりません。

第 10 条（サービス加入者による解約）

1 **サービス加入者は、いつでも本サービスを解約することができます。最低利用期間および解約に伴う違約金はありません（第 13 条に定める場合を除きます。）。**

2 **解約日は、解約のお申出があった日の属する月の末日とします。**同日までは第 5 条の特典をご利用

いただけます。ただし、第 5 条第 4 項の特典は、解約日の前日までに生じた故障に限ります。

3　ガス小売供給契約または LP ガス販売契約が終了する場合は、その閉栓日を解約日とします。

第 10 条の 2（訪問販売等による契約の解除（クーリング・オフ））

1　当社の従業員がサービス加入者の住居その他当社の営業所以外の場所で勧誘を行い、または電話により勧誘を行って本サービスの利用契約の申込みを受け、または利用契約を締結した場合、サービス加入者は、特定商取引に関する法律に定める書面（以下「法定書面」といいます。）を受け取った日から起算して 8 日を経過するまでは、書面または電磁的記録により、申込みの撤回または利用契約の解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）を行うことができます。

2　クーリング・オフは、サービス加入者が書面を発し、または電磁的記録による通知を送信した時に、その効力を生じます。

3　クーリング・オフがあった場合、当社は、損害賠償または違約金の支払いを請求しません。当社が受領した入会金および利用料金は速やかに全額を返還し、それまでに提供した第 5 条の特典の対価（第 13 条に定める額を含みます。）は請求しません。

4　当社が特定商取引に関する法律の規定に反して事実と異なることを告げ、または威迫したことにより、サービス加入者が誤認し、または困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社があらためて交付するクーリング・オフに関する書面を受け取った日から起算して 8 日を経過するまで、クーリング・オフを行うことができます。

第 11 条（当社による解除）

1　サービス加入者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は相当の期間を定めて催告し、当該期間内に是正されないときは、本サービスの利用契約を解除します。ただし、緊急を要する場合または是正が不可能である場合は、催告を要せず直ちに解除します。

(1)　第 3 条第 1 項の加入資格を満たさなくなったとき。

(2)　本サービスの入会金または利用料金を支払期日までにお支払いいただけないとき。

(3)　当社との他の契約に基づく料金を支払期日までにお支払いいただけないとき。

(4)　その他本規約に違反し、その旨を催告しても改められないとき。

2　前項による解除の場合の解約日は、当社が解除の意思表示をし、サービス加入者に到達した日の属する月の末日とします。

第 12 条（転居および名義変更）

1 **サービス加入者が当社のガス供給区域内で転居され、引き続き当社からガスの供給を受ける場合、本サービスは継続します。**この場合は、速やかに当社にお届けください。

2 当社のガス供給区域外へ転出される場合は、閉栓日をもって本サービスは終了します。

3 ガス供給契約の名義を変更される場合、本サービスにおけるサービス加入者の地位は承継されません。新たな名義人が本サービスのご利用を希望される場合は、あらためてお申込みください。

4 転居された場合、第 5 条第 4 項の特典は、転居後の住居において使用される保険対象機器について適用します。

第 13 条（会員値引き適用後の早期解約）

サービス加入者が第 5 条第 3 項の会員値引きの適用を受けた後、当該適用の日から 1 年以内に本サービスを解約し、または第 11 条により解除された場合、当社は、当該会員値引きに相当する額を申し受けます。ただし、第 10 条の 2 によるクーリング・オフの場合、およびサービス加入者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りではありません。

第 14 条（個人情報の取扱い）

1 当社は、本サービスの提供のため、サービス加入者の氏名、住所、連絡先、ガスのご使用場所、機器の情報および修理の履歴等を取得し、利用します。

2 **当社は、第 5 条第 4 項の特典を提供するため、サービス加入者を被保険者とする保険契約の締結および維持に必要な範囲で、本サービスのご契約の内容を引受保険会社に提供します。サービス加入者は、本規約に同意することにより、当該提供に同意したものとします。**

3 その他の個人情報の取扱いは、当社が別に定めるプライバシーポリシーによります。

第 15 条（譲渡禁止）

本契約に基づくサービス加入者の一切の地位（本サービスを受ける権利を含みます。）は、サービス加入者に専属し、当社の同意がない限り、承継、譲渡、売買、担保に供する等の行為はできません。

第 16 条（免責事項）

1 本サービスは、サービス加入者に対して値引き等の特典を付与するものであり、不具合対応をした箇所の不具合を完全に回復させること、または修理の品質を保証するものではありません。

2 当社は、本サービスの提供に関し、当社の責めに帰すべき事由によりサービス加入者が被った損害につ

いて、現実に生じた直接かつ通常の損害に限り、本サービスの月額利用料金の 2 か月分を上限として賠償の責任を負うものとします。**ただし、当社の故意または重大な過失による場合は、この限りではありません。**

3 第 5 条第 4 項の保険金の支払の可否およびその額は、引受保険会社の判断によります。当社は、保険金が支払われないこと、または請求額に満たない額しか支払われないことについて、責任を負いません。

第 17 条（損害賠償）

サービス加入者が本規約に違反する行為、または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社はサービス加入者に対して当該損害の賠償を請求します。

第 18 条（本サービスの内容の変更および終了）

1 当社は、あらかじめ周知したうえで、本サービスの内容を変更し、または本サービスの提供を終了することがあります。

2 **引受保険会社との契約内容の変更により、第 5 条第 4 項の補償の内容が変更されることがあります。この場合、当社は、変更の内容および実施日を、実施日の相当期間前までに周知します。**

第 19 条（本規約の変更）

1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、民法第 548 条の 4 の規定により、サービス加入者の個別の同意を得ることなく本規約を変更することができます。

(1) 変更がサービス加入者の一般の利益に適合するとき。

(2) 変更が契約をした目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 当社は、前項の変更をするときは、変更後の内容および効力発生時期を、効力発生時期が到来するまでに、当社のホームページへの掲載その他相当な方法により周知します。前項第 2 号による変更の場合において、効力発生時期が到来するまでに周知しなかったときは、その効力を生じません。

第 20 条（反社会的勢力の排除）

サービス加入者が暴力団、暴力団員その他これらに準ずる者に該当すると認められる場合、当社は催告を要せず直ちに本サービスの利用契約を解除することができます。

第 21 条（準拠法および管轄）

本規約の準拠法は日本法とし、本サービスに関して当社とサービス加入者との間に生じた紛争については、当社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第 22 条（協議）

本規約の内容に疑義が生じた場合、または本規約に定めのない事項については、その都度、サービス加入者と当社との間で誠意をもって協議のうえ解決します。

附則

1 **本規約は、2026 年 11 月 1 日から施行します。**

2 2026 年 1 月 1 日施行の「プレミアムサービス」利用規約は、本規約の施行の日をもって廃止します。

（別紙）「家電・住宅設備・什器備品修理費用保険」特典

1 概要

本特典は、以下の条件を満たし、サービス加入者の自宅建物内に収容され、または自宅の敷地内に設置されている機器（屋外に設置されたガス給湯器、ルームエアコンの室外機等を含みます。）（以下「対象機器」といいます。）が偶然な事故、電気的・機械的事故または盗難により損害を受けた場合に、引受保険会社を「さくら損害保険株式会社」（以下「引受保険会社」といいます。）、保険契約者を当社、被保険者をサービス加入者とする「家電・住宅設備・什器備品修理費用保険」契約に基づき、引受保険会社から 30 万円を上限として補償が支払われるものです。

本特典の補償内容の詳細は、引受保険会社が定める保険約款および重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）によります。本規約の別紙と保険約款等の内容が異なる場合は、保険約款等の定めが優先します。当社は、引受保険会社が承認した資料の範囲で本特典をご案内します。

2 対象機器

本特典が適用される対象機器は、次のとおりです。

区分	機器	年数の条件
住宅設備	ガス給湯器（エネファームを除く）、ガスコンロ、レンジフード、温水洗浄便座	事故発生日を起算日として設置から 10 年未満
家電製品	ガス衣類乾燥機、ガスファンヒーター、ガス炊飯器、ルームエアコン（24 時間換気空調システムを除く）、冷蔵庫、洗濯機	事故発生日を起算日として購入から 5 年未満

前項の機器は、さらに次の各号の条件をすべて満たす必要があります。

① 国内メーカーが製造した機器であること。

② ガス機器にあっては、一般財団法人日本ガス機器検査協会（JIA）の認証があること。

③ 日本国内で修理可能であり、かつメーカーで修理可能な機器であること。

また、次の各号のいずれかに該当するものについては、本特典を適用しません。

① 対象機器の周辺機器、付属品または消耗品（ケーブル、リモコン等）。

② 中古製品として購入された機器。

③ レンタル、リースその他賃借の目的となっている機器。

④ 業務のために利用されている機器。

⑤ メーカーが指定する正規の修理拠点以外で、不適正な修理、加工、改造または過度な装飾がされた機器。

⑥ 第三者の紛失または盗難の被害対象品（違法な拾得物）である機器。

⑦ 日本国外で購入された機器、または日本国外から直接購入された機器。

⑧ 購入日（住宅設備にあっては設置日）が不明な機器。

⑨ 日本国外のみで販売されている機器。

3 補償期間

本特典の適用期間は、本サービスの利用契約の締結日の属する月の翌々月 1 日から、利用契約の終了日の前日までとします。適用開始日前に生じた故障、および利用契約の終了日（解約日を含みます。）以後に生じた故障は、補償の対象となりません。

4 補償対象事故および保険金額

① 補償期間中に偶然な事故または電気的・機械的事故により対象機器に生じた損害（外装の破損、損壊、水濡れ、電気的・機械的故障）および盗難を対象とします。盗難の場合は、警察署に提出した盗難届の受理証明書の写しが必要となります。

② 対象機器が修理可能な場合は、1 事故・1 機器につき 30 万円を限度に修理実費を補償します。修理が不可能な場合は、対象機器の購入金額（税込）または補償限度額（30 万円）のいずれか低い金額を上限として補償します。購入金額を証明する書類がない場合は、新たに購入する同等製品の価格（事故機器と同等の価格）を基準に算定します。

③ 修理可能とは、対象機器をメーカー等で修理できる状況をいい、修理によって同等品に本体交換した場合を含みます。修理不能とは、対象機器のメーカー等で修理ができない状況をいいます。対象機器がメーカー保証、販売店による保証制度その他の補償によって修理または交換できる場合は、当該保証または補償が優先し、本特典は、これにより補償されない不足分を補償します。

④ 修理費用または再購入費用が補償上限金額を超える場合、当該超過部分はサービス加入者のご負担となります。

⑤ 補償金額は 1 事故・1 機器につき 30 万円以下とし、補償期間内であれば保険金の支払回数に制限はありません。免責金額はありません。

5 保険金の請求手続き

修理代金は、サービス加入者がいったん立て替えてお支払いいただき、サービス加入者ご自身から引受保険会社に請求していただくことにより、引受保険会社から保険金が支払われます。

当社は、規約第 5 条第 7 項により、当社が発行する領収書、修理明細その他の書類の準備について支援します。ただし、当社が請求を代理し、または保険金を立て替えることはできません。

6 保険金が支払われない場合

① サービス加入者、サービス加入者と同居する者または親族の故意、重大な過失、機器の説明書等に従わない利用、法令違反に起因する場合。
② 地震、噴火、風災、雹災、台風、洪水等の自然災害に起因する損害。
③ 紛失による損害。
④ 当社および引受保険会社が指定した提出書類の提出がない場合。
⑤ 機器が業務のために利用されている場合。
⑥ サービス加入者が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合。
⑦ 公的機関による差押え、没収等に起因する場合。
⑧ 原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合。
⑨ 本特典の適用開始日前に生じた故障による損害。
⑩ 本サービスの利用契約が終了した日（解約日を含みます。）以後に生じた故障による損害。
⑪ すり傷、汚れ、しみ、焦げ等の本体機能に直接影響しない外形上の損害。
⑫ 自然消耗、経年劣化、さび、かび、腐敗、変色または変質。
⑬ 対象機器を被保険者が自ら製造、製作、改造または修理した場合。
⑭ 損傷が生じたことによる対象機器の価値の低下による損害。
⑮ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、または暴動に起因する場合。
⑯ 第 8 条第 3 項により本サービスの提供を停止している期間中に生じた故障による損害。

7 保険に関するお問い合わせ先

さくら損害保険株式会社　電話　0120-502-720

受付時間　10:00～19:00（年末年始を除く）　／　https://www.sakura-ins.co.jp/